

社会福祉充実計画変更・終了の手引

1 社会福祉充実計画の変更

(1) 社会福祉充実計画の変更（根拠：法第55条の3）が必要な場合

所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画の変更については、

- ①事業の対象者に大きな影響を及ぼす内容か
- ②将来に渡って影響を及ぼす内容か
- ③地域住民に公表すべき内容か

といった観点から、計画変更の必要性を検討し、必要と判断した場合には、所轄庁に対して、変更承認申請又は変更届の手続きを取っていただくことが必要となります。

社会福祉充実計画の変更の具体的な手続きについては、事前に所轄庁にご相談ください。

変更承認事項と変更届出事項は以下のとおりです。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容 関連	<ul style="list-style-type: none">○ 新規事業を追加する場合○ 既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合<ul style="list-style-type: none">ア 対象者の追加・変更イ 支援内容の追加・変更○ 計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	<ul style="list-style-type: none">○ 既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合○ 計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施 地域関連	<ul style="list-style-type: none">○ 大田区を超えて事業実施地域の変更を行う場合	<ul style="list-style-type: none">○ 大田区内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施 期間関連	<ul style="list-style-type: none">○ 事業実施年度の変更を行う場合○ 年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	<ul style="list-style-type: none">○ 同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉 充実残額 関連	<ul style="list-style-type: none">○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	<ul style="list-style-type: none">○ 事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		<ul style="list-style-type: none">○ 法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

(2) 変更申請の時期等

社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状態を反映させる必要があるため、原則として、毎会計年度、計算書類等届出る時期（6月末日）に併せて申請してください。

ただし、災害の発生など、大幅な変更が必要な場合や、上記の時期では事前の承認を受けることが困難な場合には、その他の時期に変更申請をすることも可能です。

変更承認申請後、審査を実施し、内容が適正と認められた場合、承認通知書を交付します。

(3) 提出書類一覧表

下記一覧表のうち、必要なものについて2部ずつ提出して下さい。

書類のチェック事項は、社会福祉充実計画承認申請提出書類を参照してください。

(○印…必要な書類、△印…該当する場合のみ必要な書類)

区分	必要書類	変更承認申請	変更届出
基本書類	承認社会福祉充実計画変更承認申請書（様式4）	○	
	承認社会福祉充実計画変更届出書（様式5）		○
	変更後の社会福祉充実計画（様式2）	○	○
	理事会議事録（写）	○	○
	評議員会議事録（写）	○	○
	公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（様式3）（写）	○	
	社会福祉充実残額算定シート	○	
	その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料	△	△

2 社会福祉充実計画の終了

(1) 社会福祉充実計画の終了（根拠：法第55条の4）が必要な場合

社会福祉充实事業について予測できない財務状況等の変化等により明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合には、社会福祉充実計画の終了手続きを行っていただく必要があります。

また、当初計画していた内容を抜本的に見直す場合などには、承認を受けた充実計画を一旦終了し、改めて新規計画を策定することになります。

社会福祉充実計画の終了の具体的な手続きについては、事前に所轄庁にご相談ください。

終了承認申請後、審査を実施し、内容が適正と認められた場合、終了承認通知書を交付します。

(2) 提出書類一覧表

下記一覧表のうち、必要なものについて2部ずつ提出して下さい。

(○印…必要な書類、△印…該当する場合のみ必要な書類)

区分	必要書類	添付
基本書類	承認社会福祉充実計画終了承認申請書（様式8）	○
	終了前の社会福祉充実計画（様式2）	○
	理事会議事録（写）	○
	評議員会議事録（写）	○
	その他社会福祉充実計画を終了するに当たって、やむを得ない事由があることを証する処理類	△